

鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱

昭和40年1月30日 発出第36号

庁内各課長、各かい長

あて 総務部長、出納長通知

(趣旨)

第1条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する物品の売買、修理等及び役務の提供の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格審査の方法は、別に定めるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(公示)

第2条 知事は、施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定による競争入札に参加する者の資格審査を行うため、必要な事項を定め公示する。

(申請書の提出)

第3条 競争入札に参加しようとする者は、別表営業種目表に掲げる営業種目により、競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を前条の公示により指定した期日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期日について、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は申請書を提出することができない。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次に掲げるいずれかの税金を滞納している者

ア 鳥取県税(延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。)

イ 法人にあっては法人税(延滞税及び加算税(以下「延滞税等」という。))を含む。)

ウ 個人にあっては所得税(延滞税等を含む。)

エ 個人にあっては復興特別所得税(延滞税等を含む。)

オ 消費税(延滞税等を含む。)

カ 地方消費税(延滞税等を含む。)

(3) 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)第2条第3号に規定する者

(4) 前号に掲げる者を役員、代理人又は支配人又はその他の使用人としている者

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該営業種目についての申請をすることができない。

(1) 申請書提出日前2年以内に、参加を希望する営業種目における契約(鳥取県以外の者と締結したものを含む。)の履行を完了した実績(申請書提出日において履行中の当該契約(複数年契約に限る。))について1年間以上履行した実績を含む。)がない場合。ただし、申請書提出日において新たに事業を開始してから1年を経過しない者が、別表営業種目表の(1)物品等に掲げる営業種目について参加を希望する場合はこの限りでない。

(2) 参加を希望する営業種目に関し、必要な許可、認可等を得ていない場合

4 競争入札参加の資格審査を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その一部を省略することができる。

(1) 鳥取県内に事業所を有する者にあつては、申請書提出日前1年において納税義務の発生した2の(2)のアに掲げる税金に未納がないことの証明書(申請書提出日前3箇月以内に発行されたものに限る。)。ただし、知事が鳥取県内の各県税事務所に2の(2)のアに掲げる税金の納税状況を直接確認することへの同意書(様式第2号)の提出があつた場合を除く。

(2) 申請書提出日前1年において納税義務の発生した2の(2)のイからカまでに掲げる税金に未納がないことの証明書(申請書提出日前3箇月以内に発行されたものに限る。)

(3) 法人にあっては登記事項証明書(申請書提出日前3箇月以内に発行されたものに限る。)

(4) 営業に関し許可、認可等を必要とする営業種目にあつては、これを証する書類及び許認可

等一覧表（様式第3号）

- (5) 鳥取県内に事業所を有する者で、その事業所が IS014001 の認証又は鳥取県版環境管理システム認証制度Ⅰ種若しくはⅡ種の登録を受けている者にあつては、これを証する書類
- (6) 鳥取県内及び鳥取県外のいずれにも事業所を有する者にあつては、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）その他の鳥取県内の事業所の従業員数を確認できる書類
- (7) 個人にあつては破産者でないことを証する書類（申請書提出日前3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (8) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（以下「印鑑証明」という。）（申請書提出日前3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (9) 委任状（見積り、入札、契約の締結、代金の請求等の事務（以下「契約事務」という。）を委任する場合に限る。）（様式第4号）
- (10) 使用印鑑届（契約事務において、印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。）（様式第5号）
- (11) 参加を希望する営業種目が印刷類である場合は、印刷設備調査表（様式第6号）
- (12) 役員等名簿（様式第7号）
- (13) その他審査上必要と認める書類
（審査）

第4条 知事は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、これを審査し、競争入札に参加できる者を決定するものとする。

（競争入札参加資格者名簿）

第5条 知事は、前条の規定により競争入札に参加できる者を決定したときは、競争入札参加資格者名簿（様式第8号。以下「資格者名簿」という。）に登録するものとする。

2 前項の資格者名簿は、電磁情報として支出負担行為を行う場所で閲覧できるものとする。

（資格審査の結果の通知）

第6条 知事は、前条の規定により資格者名簿に登録したときは、直ちに登録を受けた者（以下「登録業者」という。）に資格決定通知書（様式第9号）を送付しなければならない。

（資格の有効期間）

第7条 前条の資格の有効期間は、3箇年度以内とする。

（登録の変更）

第8条 登録業者で、登録されている事項に変更があつた場合は、競争入札参加資格変更申請・届出書（様式第10号。以下「届出書」という。）を提出しなければならない。

2 知事は、登録業者から届出書の提出があつたときは、これを審査し登録を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により登録を変更したときは、資格決定通知書を登録業者に送付しなければならない。

（登録の廃止）

第9条 登録の必要がなくなった登録業者は、直ちに、登録廃止届（様式第11号）を知事に届けなければならない。

（資格の取消し）

第10条 知事は、登録業者が申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載していることが判明したとき、又は第3条第2項第1号、第3号、第4号若しくは第3項第2号のいずれかに該当することとなつたときは、資格を取り消すものとする。ただし、第3条第3項第2号にのみ該当する場合において、複数の営業種目が登録されている場合は、該当する営業種目のみ取り消すものとする。

（役員等名簿による確認及び照会）

第11条 第3条第2項第3号若しくは第4号に該当する者、又は第1号に該当する者のうち、

施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号の規定に該当する者かどうかの確認は、第 3 条第 4 項第 12 号に掲げる役員等名簿を鳥取県警察本部に照会する方法により行うものとする。

(実施の日)

第 12 条 この要綱は、昭和 40 年 1 月 1 日から実施する。

(経過措置)

第 13 条 この要綱の規定にかかわらず有資格者名簿が作成されるまでの間の競争入札に参加する者の資格の審査は、なお従前の例による。

附 則 (平成 8 年 2 月 15 日出第 510 号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年 5 月 30 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、(平成 9 年 5 月 30 日) から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱の第 3 条第 2 項第 4 号の規定及び同要綱様式第 2 号の規定は平成 10 年度以降の競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法について適用し、平成 10 年前の競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成 12 年 7 月 7 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 12 年 7 月 7 日から施行する。
- 2 平成 13 年度前の競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成 13 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 10 月 29 日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 10 月 29 日から施行する。
- 2 平成 16 年度前の競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成 16 年 4 月 28 日)

この要綱は、平成 16 年 4 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 20 日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。
- 2 平成 17 年度前の競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成 18 年 11 月 22 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 11 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱は、平成 19 年度以降に実施する競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法について適用し、同年度前の競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成 19 年 3 月 28 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱は、平成 19 年度以降に実施する競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法について適用し、同年度前に実施する競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法については、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱の一部

改正について（平成 18 年 11 月 22 日付第 200600118227 号庶務集中局長通知）による改正前の鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱の例による。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱は、平成 22 年度以降に実施する競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法について適用し、同年度前の競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 9 月 1 日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱は、平成 25 年度以降に実施する競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法について適用し、同年度前の競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この要綱は、平成 27 年 8 月 28 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱は、平成 28 年度以降に実施する競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法について適用し、同年度前の競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 8 月 31 日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 30 年 8 月 31 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱は、平成 31 年度以降に実施する競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法について適用し、同年度前の競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 5 月 30 日）

（施行期日）

この要綱は、令和元年 5 月 30 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 26 日）

（施行期日）

この要綱は、令和元年 11 月 26 日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 31 日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 8 月 31 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱は、令和 4 年度以降に実施する競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法について適用し、同年度前の競争入札に参加する者に必要な資格審査の方法については、なお従前の例による。